

I. 政府関係機関

1. 沖縄振興開発金融公庫

1. 設立の経緯

(1) 戦後長く米国の施政権下に置かれていた沖縄がわが国に返還されることについて、日米両国間の合意が昭和44年11月の日米首脳会談の結果成立し、これを実施に移すための両国政府間の交渉と並行して復帰対策が検討された。この場合、復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方については、

- ① 本土の各機関がそれぞれ沖縄地域において業務に当たる。
- ② 公庫を新設し、本土の各機関の業務をすべてこの公庫で行い、本土の機関は沖縄に進出しない。
- ③ 公庫を新設するが、その業務は本土の一部の機関の業務に限定し、それ以外の分野については、本土の機関が進出する。
- ④ 本土の各機関がそれぞれ沖縄において業務に当たることが、このほかに沖縄の特殊産業に重点的に融資を行う基金ないし事業団を設立する。

といった諸事案が考えられた。また、琉球政府においては、国・県出資により、「沖縄開発金融公庫」を設立し従来の沖縄の政策金融機関のうち琉球開発金融公社等を引き継がせるという構想を発表した。これらが最終的には、昭和46年3月23日閣議決定された沖縄復帰対策要綱（第2次分）において、「総合公庫方式（ただし、輸銀、公営公庫、信用保険公庫等の業務については、その性格からして除かれる。）」を取ることとなった理由としては、沖縄の特殊事情を考慮し、沖縄の地理的、社会的、経済的特性に即した政策金融を一元的に行い、資金の効率的運用を図ることのほか、沖縄の政策金融機関からの職員の引継ぎ及び貸付条件の本土公庫とのバランス等の配慮もあったものと思われる。復帰対策要綱の内容は次のとおりである。

「四 沖縄振興開発公庫

ア 沖縄の経済・社会の振興・開発を促進するとともに、住民生活の安定・向上を図るため、沖縄振興開発公庫（仮称）を設立する。

イ 沖縄振興開発公庫は、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫、農林漁業金融公庫および住宅金融公庫の業務に相当する業務等を総合的に行うものとする。

ウ 沖縄振興開発公庫は、大衆金融公庫、琉球開発金融公社ならびに琉球政府の産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計および運搬船建造資金融通特別会計が行っている業務を引き継ぐものとする。

エ 沖縄振興開発公庫の貸付条件は、沖縄の産業・経済の実情を勘案し、適切なものとする。」

なお、その後、名称は沖縄振興開発金融公庫に改められるとともに、46年9月3日閣議決定された復帰対策要綱（第3次分）においては、沖縄の政策金融機関の職員の受入につき、次のとおり定められた。

「8 大衆金融公庫及び琉球開発金融公社の職員受入れ

復帰の際現に大衆金融公庫及び琉球開発金融公社に勤務している職員は、復帰と同時に新設の沖縄振興開発金融公庫（仮称）が職員として受け入れるものとする。」

(2) このような経緯を経たのち、当公庫設立の基礎となる沖縄振興開発金融公庫法案は、46年10月12日に閣議決定され、10月16日に第67国会（いわゆる沖縄国会）に提出し、11月16日に衆議院本会議において提案理由説明が行われ、同日衆議院大蔵委員会に付託された。その後同委員会において審議が行われたが、第67国会の最終日に継続審議となった。第68国会において引き続き審議が行われ、復帰直前の47年5月12日に参議院本会議において可決成立し、5月13日に昭和47年法律第31号をもって公布施行された。これにより急速設立手続きを進め、本土復帰当日の47年5月15日から業務を開始することとなった。

(3) 設立以降も、当公庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として議論が行われている。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、平成18年に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、当公庫は「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に係る同条第3項に規定する平成14年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。」とされた。さらに、二度の沖縄振興特別措置法の一部改正法（平成24年4月1日施行、令和4年4月1日施行）による同規定の改正を経て、新政策金融機関への統合時期は令和14年度以降となった。

2. 目 的

当公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする（公庫法第1条）。このように当公庫は、沖縄に主たる事務所を有する唯一の政府関係金融機関として、沖縄の自立型経済の構築・発展、離島活性化などにおいて、国・県の重点施策と一体となった取り組みや民間金融機関と協調・連携した取り組みを推進する役割を担うことが期待されている。

3. 現 況

（1）機構

当公庫は本店を沖縄県（那覇市）に置き、関係行政機関との折衝・調整等のために東京に本部を設置するほか、県内に中部、北部、宮古及び八重山の4支店を設置している。

役職員の定員は、役員5名（理事長、副理事長、理事3人（非常勤監事1名は除く）、職員222人、計227人（令和6年度予算定員）である。

（2）資本金

当公庫の資本金は、琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の各種特別会計から承継する純資産の額が政府から公庫に出資されたものとされる（公庫法附則第4条）他、新規政府出資によって構成されるが、前者は215億5千6百万円と評価され、後者は昭和47年度、昭和63年度から平成14年度（平成3年度を除く。）にかけて、平成17年度、平成24年度から平成27年度（平成26年度を除く。）にかけて、平成30年度から令和5年度（令和4年度を除く。）にかけて一般会計から1,218億7千8百万円、昭和53年度から昭和59年度（昭和56年度を除く。）及び平成4年度から平成13年度にかけて、平成20年度、平成22年度から令和元年度（平成25年度を除く。）にかけて、令和3年度から令和5年度（令和4年度を除く。）にかけて財政投融资特別会計（旧産業投資特別会計）から127億1千5百万円の出資が行われたので、令和6年3月31日現在の資本金は1,561億4千9百万円である。

（3）政府の関与

当公庫は沖縄振興開発金融公庫法のもと設立された全額政府出資の特殊法人であり、予算は国会議決の対象である。また、業務方法書、事業計画及び資金計画、資金の借入れ、債券の発行等の主務大臣認可が必要である。

（4）業務の内容

① 貸付等

沖縄において、産業の開発を促進するための長期資金を供給すること及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構（福祉貸付を除く）の3機関に相当する下記の業務を一元的に行っている。

ア 産業開発資金

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の貸付け、債務保証、社債取得及び貸付債権の譲受け

イ 生業資金

沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営む者に対する小口の事業資金の貸付け、及び沖縄に住所を有する者に対する恩給担保資金並びに小口の教育資金の貸付け

ウ 住宅資金

沖縄において自ら居住するための住宅を必要とする者等及び住宅を賃貸する事業を行う者等に対する住宅の建設又は購入等に必要な資金の貸付け

エ 農林漁業資金

沖縄において農業、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人等に対する必要な長期資金の貸付け

オ 中小企業資金

沖縄において事業を行う中小企業者に対する、当該事業の振興に必要な長期資金の貸付け、社債の取得

カ 医療資金

沖縄において病院、診療所等の施設を開設する者に対する当該施設の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付け

キ 生活衛生資金

沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者等に対する当該営業を営むために必要な施設の設置、整備又は営業に必要な資金の貸付け

ク その他

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

② 出資

ア 企業等に対する出資

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

イ 新事業創出促進出資

沖縄において新たな事業を行う者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資

（5）業務委託

公庫は、その業務の一部を金融機関等に委託し得ることとなっており（公庫法第20条）、現在、生業資金、中小企業資金、生活衛生資金、住宅資金及び農林漁業資金について、民間金

融機関及び地方公共団体等（住宅資金又は農林漁業資金についての工事審査等に限る。）に業務を委託している。委託金融機関（令和5年度末）は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、沖縄県労働金庫、みずほ銀行及び整理回収機構の計10機関で、九州信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、みずほ銀行及び整理回収機構を除きすべて県内の金融機関である。

（6）融資条件

当公庫の貸出金利その他の融資条件は、本土に比べて立ち遅れている復帰後の沖縄の経済、社会情勢を十分勘案し決定されている。

当公庫の貸付制度（産業開発資金を除く。）は、それぞれ対応する本土機関に準じて定められ、おおむね同一となっているが、当公庫独自のものとして下記制度がある。

- ① 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者が、事業を行うために必要な資金
 - ii 産業イノベーション促進地域において、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者が、事業を行うために必要な資金
- ② 沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金
 - ・観光拠点施設関連事業
 - ・地域資源活用型観光関連事業
 - ・宿泊関連事業
 - ・交通関連事業
 - ・旅行サービス関連事業
 - ・情報通信関連事業
 - ・飲食・小売事業
 - ii 国家戦略特別区域法第8条第7項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金
- ③ 沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - i 国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内（以下「指定地域内」という。）において情報通信関連事業を営むために必要な資金（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）
 - ii 指定地域内において情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を営むために必要な資金（中小企業資金、生業資金）
- ④ 駐留軍用地跡地開発促進貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）

- i 駐留軍用地跡地関係市町村における次の面積要件に該当する建築物の整備事業（当該建築物の一部を取得する事業を含む。）を行うために必要な資金（延床面積）
 - ・産業開発資金3,000㎡以上
 - ・中小企業資金1,500㎡以上
 - ・生業資金300㎡以上
- ii 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の施行日以後に返還され、又は引き渡された駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画が示す計画区域内において行われる建築物の整備事業（建築物の一部を取得する事業を含む。）又は土地の造成事業を行うために必要な資金（生業資金及び中小企業資金については、土地の造成事業を除く。）

- ⑤ 電気（産業開発資金）

発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備（これらに附属する設備を含む。）の取得（改良を含む。以下同じ。）に必要な資金
- ⑥ ガス（産業開発資金）

ガス製造設備又はガス供給設備（これらに附属する設備を含む。）の取得に必要な資金
- ⑦ 海運（産業開発資金）
 - ・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船の建造又は改造に必要な資金
 - ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金
- ⑧ 航空（産業開発資金）
 - ・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金
 - ・航空機等の購入に必要な資金
- ⑨ 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）
 - ・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業（情報通信産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業）に必要な資金
 - ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金
 - ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金
 - ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金
 - ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金
 - ・非設備事業資金
- ⑩ 基本資金（産業開発資金）

沖縄の産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修等に必要な資金

- ⑪ 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 沖縄の地域資源を活かした製品の開発・製造・販売を行うために必要な資金
 - ・ 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金
- ⑫ 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 新規市場の創出が見込まれる事業を行うために必要な資金等
 - ・ 雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金等
- ⑬ 沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 沖縄県内の離島及び北部地域（名護市，国頭村，大宜味村，東村，今帰仁村，本部町，恩納村，宜野座村，金武町）において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金
- ⑭ 沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（生業資金）

沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき，商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが，経営強化を行うために必要な資金
- ⑮ 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金・生業資金）

中小企業等経営強化法に基づき，先端設備等導入計画の認定を受けた者が当該計画を行うために必要な資金
- ⑯ 沖縄社会課題対応企業等支援貸付（中小企業資金，生業資金）
 - ・ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする者（新たに第二創業を図る者を含む。）又は営んでいる者が，事業を行うために必要な資金
 - ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父が，事業を行うために必要な資金
- ⑰ 沖縄人材育成資金（教育資金）

高等学校卒業相当の資格を得た後，大学等で教育を受ける者又はそのものの親族が必要とする小口の教育資金
- ⑱ 位置境界明確化資金（生業資金）

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律40号）に基づく土地の位置境界の明確化に伴う土地又は建物等を取得するために必要な資金
- ⑲ 離島・過疎地域特例（医療資金）

離島・過疎地域における病院等の新築資金及び甲種増改築資金の融資額の特例制度
- ⑳ 沖縄農林漁業経営改善資金（農林漁業資金）

本土における農林漁業との生産性の格差を解消するため，農林漁業者の経営改善に必要な資金
- ㉑ 製糖企業等資金（農林漁業資金）

沖縄の主産業である製糖業及びパイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良，造成又は取得等に必要な資金
- ㉒ 水産加工施設資金（農林漁業資金）

水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良，造成又は取得に必要な資金
- ㉓ おきなわブランド振興資金（農林漁業資金）

主務大臣が沖縄県知事の意見を聴いて指定する農林水産物（戦略品目）の生産，当該農林水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工，又は当該農林水産物若しくはその加工品の流通若しくは販売の事業に必要な資金
- ㉔ 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金（農林漁業資金）

本土復帰に当たって公庫が承継した権利義務のうち，本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に関する資金（米資金）を財源として，農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金
- ㉕ 沖縄農林漁業台風災害支援資金（農林漁業資金）

台風災害により被害を受けた農業漁業経営の再建に必要な資金
- ㉖ ちゅら海低利制度（中小企業資金，生業資金，住宅資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され，かつ，排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準（200mg/l）を下回る100mg/l以下に抑えるものについて，当初5年間，本来適用される利率から0.1%を控除する制度
- ㉗ 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける者（受けている者を含む。），沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用する者（雇用している者を含む。），事業所内保育施設等を設置又は増改築する者に対する貸付利率の特例
- ㉘ 教育離島特例（教育資金）

沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率の特例
- ㉙ 教育資金所得特例（教育資金）

所得が一定以下の者に対する教育資金の貸付利率の特例
- ㉚ 教育ひとり親特例（教育資金）

ひとり親家庭の親が就学するための教育資金の貸付利率低減の特例
- ㉛ 沖縄特区等無担保貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金）

国又は県の施策に基づく特区・地域制度における対象業種等を営む者であって，指定特区・地域内で新たな事業所の設置等を目的とした設備投資を行い，次のいずれかによる貸付けを受けるものについて，当該貸付に適用される貸付利率等から一定の率を控除する制度

 - i 沖縄観光リゾート産業振興貸付
 - ii 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付

- iii 沖縄情報通信産業支援貸付
- iv 駐留軍用地跡地開発促進貸付
- v 沖縄自立型経済発展貸付（産業開発資金）
- vi 沖縄特産品振興貸付（中小企業資金）
- vii 沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金）
- viii 沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金）
- ix 沖縄生産性向上促進貸付（中小企業資金）
- x 沖縄社会課題対応企業等支援貸付（中小企業資金）

③② 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度

産業開発資金の次に掲げる貸付制度を適用する者で、生産性向上及び地域経済の活性化を図る貸付けに関し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例

- i 沖縄観光リゾート産業振興貸付
- ii 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興貸付
- iii 沖縄情報通信産業支援貸付
- iv 沖縄自立型経済発展貸付
- v 駐留軍用地跡地開発促進貸付

③③ カーボンニュートラル推進投資利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金）

国，県又は市町村が実施する優遇措置の適用対象と認められた又は環境性能評価の認証等がされた脱炭素に資することが見込まれる新たな設備又は脱炭素に資するこ

とが見込まれる新たな設備を含む施設の設置又は整備に係る貸付けについて，当初5年間，各貸付制度の本来適用される利率から0.2%を控除する制度

③④ 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度（産業開発資金，中小企業資金，生業資金，生活衛生資金，農林漁業資金，医療資金）

人材育成又は人手不足対応等に係る国又は沖縄県の助成金等を受けた者，人手不足対応を図る者であって，人材活躍推進に係る事業計画を策定し，当該計画の実現に向けた取組みを図る者に対する貸付けについて，各貸付制度の本来適用される利率から0.3%を控除する制度

（7）貸付概況

令和5年度における事業計画は，当初予算で2,332億円（貸付2,295億円，出資37億円）を予定した。

これに対し，実績は産業開発資金400億円，中小企業等資金384億円，住宅資金8億円，農林漁業資金20億円，医療資金34億円，生活衛生資金16億円で貸付合計862億円及び出資6億円の合計868億円となった。

この結果当公庫の貸付・出資残高は，令和5年度末で1兆271億円となっている。

なお，令和6年度当初事業計画は，2,087億円（貸付2,050億円，出資37億円）となっている。